

# 岡山市DX推進事業補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日

## (趣旨)

第1条 岡山市内の中小企業のデジタル化推進による企業変革（顧客起点の価値創出やビジネスモデル変革、新商品・新サービス開発等）を支援することで、企業の労働生産性向上、イノベーション創出、競争力強化を図り、本市の経済を活性化するため、予算の範囲内において岡山市DX推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条に規定する中小企業者を基に、別表1のとおりとする。
- (2) 大企業 中小企業者以外の事業者
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
  - イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
  - ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

## (補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業における5～10年の中期的なビジョンに基づく全社的又は組織を横断する取組で次の各号のいずれにも該当する事業とし、各補助枠の補助概要、補助金交付上限額等は別表2に記載のとおりとする。

- (1) 次のいずれか又は複数を満たす取組であること。
  - ア 全社的又は組織を横断する業務・製造プロセスのデジタル化
  - イ 既存商品・サービスの高度化・提供価値の向上
  - ウ 顧客接点の改革、顧客起点の価値創出
  - エ ビジネスモデル変革
- (2) 次のいずれか又は複数のデジタルサービスに関する取組であり、別表2「導入事業」枠においてはデジタルサービスの実装を伴うこと。
  - ア 生産管理システムに関するもの
  - イ 販売管理システムに関するもの
  - ウ 営業管理システムに関するもの
  - エ 品質管理システムに関するもの
  - オ Webシステムに関するもの
  - カ ERPパッケージに関するもの

キ データ分析・データ活用システムに関するもの

ク ブロックチェーン、NFT、Web3.0に関するもの

- (3) 別表2「検証・設計事業」枠は事業終了時点、「導入事業」枠は補助事業応募時点において、DX推進計画書を作成すること。
- (4) 別表2の各補助枠においては、別表3のKPIを満たす目標設定となること。
- (5) 本市が開催する成果発表会や事例集等においてモデルケースとして地域企業へ横展開できること。
- (6) 本市が委託する専門家からのサービス実装や企業変革等に関するアドバイスを踏まえ事業を実施すること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 岡山市内に本社もしくは主要な事業所（工場・オフィス・店舗等）がある中小企業者。
- (2) 岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組であること。
- (3) 同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。
- (4) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア みなし大企業
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種
  - ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団
  - エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
  - カ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者
  - キ 市長が不相当と認めるもの
- (7) 別表2記載の「導入事業」の補助事業者については、次のいずれかに該当すること。

ア 一般枠

前年度に本補助金における「検証・設計事業」を行っている者で、その補助事業で得られた成果（DX推進計画書）を活用してDXを推進する者であること。

イ 補充枠

独自に検証・設計等を実施し、同号アと同等と認められた者であること。

(本補助金の交付の制限)

第5条 本補助金の交付は、同一年度における同一の事業者について、各補助枠につき1回までとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表2の補助枠名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の合計額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。ただし、証拠書類等により、金額・支払い等が確認できる経費であり、

補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額を含まない。なお、補助対象とならない経費は別表4のとおりとする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出して行わなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 同意書
- (3) 市税の滞納無証明書
- (4) 事業開始前の状況写真(必要な場合)
- (5) 債権者登録申請書(未登録の場合)

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表2の補助枠名欄に掲げる事業ごとの補助対象経費の20%を超える増減
- (2) 補助金交付決定額の変更

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

3 必要に応じて本補助の効果検証等のためのヒアリングや調査、また事業PR等のための成果発表等を行う場合があり、補助事業者はそれに応じなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第 1 2 条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 労働生産性への影響がわかるもの
- (3) 補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類
- (4) 成果物や写真等の事業を実施したことを示すもの

(補助金の額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 5 号）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(請求)

第 1 4 条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(関係書類の整備、補助期間終了後の対応等)

第 1 5 条 補助事業者は、第 1 2 条に規定する書類のほか、補助金についての経理を明らかにする書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- 2 市長は、補助事業完了後も補助事業者に対し必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。
- 3 補助事業完了後も本市からのヒアリングや照会等、効果検証や調査に対応すること。また各種広報に協力すること。

(財産処分の制限)

第 1 6 条 当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ本市の承認を受けなければならないこと（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「減価償却資産省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。

- 2 別表 2 「検証・設計事業」で取得した財産を「導入事業」に使用する場合は交付の目的の範囲内とする。
- 3 取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。
- 4 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 本補助金における中小企業者の定義：以下（1）（2）を満たすこと

（1）以下のいずれかを満たすこと		
○会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと		
（2）以下、基準分類表の「資本金の額又は出資の総額」もしくは「常時使用する従業員の数」の数値のいずれかもしくは両方を満たす者		
基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※中小企業者には当てはまらない者

- 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- 任意団体
- 宗教上の組織又は団体、政治団体
- 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師
- 個人農林漁業者及び農事組合法人
- 本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者

別表2 各補助枠について

補助 枠名	補助概要	補助金交付 限度額	補助率	補助対象経費 (科目)	補助対象経費 (取組にかかる経費の例)
検証・設計事業	デジタル化推進による企業変革のためのコンサルティングや検証、システム設計等に対する補助	250万円	1/2	(A)外注費・手数料・報酬費	デジタル化推進による企業変革の計画策定支援や検証支援をうけるためのコンサルティング費用(旅費含む)等、データ分析にかかる費用、外部人材(DX専門家)費用等 システム・装置などの要件定義、設計にかかる委託費用、実証実験(PoC)にかかる委託費等
				(B)情報システム・機器等購入費	検証・設計フェーズに必要な情報システム、ITツール、ソフトウェア、機械装置、機器(各種センサー・カメラ等のデバイス、WiFi機器、LPWA、RFID等のデータ送受信装置、モニター等のディスプレイ機器等)、工具・器具(測定工具・検査工具等)の費用等
				(C)賃借料・使用料・利用料	情報システムや機械装置、各種機器等のリース・レンタル・賃借、クラウドサービス利用料、ソフトウェアライセンス料、回線使用料等 ※補助対象期間分のみ
				(D)原材料費	センサー等を自社で製作するのに必要な原材料の購入費等
				(E)運搬費	運搬料等
導入事業	上記「検証・設計事業」、もしくは独自に検証・設計等を行い、DX推進計画書を策定している企業のデジタルサービスの実装に対する補助	750万円	1/3	(A)外注費・手数料・報酬費	システム・装置などの要件定義、設計、開発、構築、製作、導入、改良、改修、設定、据付けにかかる委託費用等 事業開発やシステム開発等伴走支援をうけるためのコンサルティング費用(旅費含む)、研修費、データ分析にかかる費用、外部人材(DX専門家)費用等
				(B)情報システム・機器等購入費	情報システム、ITツール、ソフトウェア、機械装置、機器(各種センサー・カメラ等のデバイス、WiFi機器、LPWA、RFID等のデータ送受信装置、モニター等のディスプレイ機器等)、工具・器具(測定工具・検査工具等)等
				(C)賃借料・使用料・利用料	機械装置・部品・情報システム等のリース・レンタル・賃借、クラウドサービス利用料、ソフトウェアライセンス料、回線使用料、保守料等 ※補助対象期間分のみ
				(D)原材料費	センサー等を自社で製作するのに必要な原材料の購入費等
				(E)運搬費	運搬料等

別表2 補足

- ① 次の要件をすべて満たす経費が補助の対象となる。
- ・補助対象となる取組に要する経費であること。
  - ・補助金交付決定日以降に支払った経費であること。
  - ・岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組に係る経費であること。
  - ・「検証・設計事業」にかかる取組については、購入する機器・部品等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時にはすべて使用していることを原則とする。補助事業終了時点での未使用残存品は原則補助対象とならない。
- ② 「導入事業」については、岡山市内業者から購入等する経費が補助対象経費の中で過半を超える場合、審査の点数を加算する。
- ③ リース、レンタル、クラウドサービス等の賃借料・使用料・利用料についての注意点  
費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなる。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとする。

別表3 事業の KPI

KPI①	変革する業務数、サービス数	種別	アウトプット	単位	件
KPIの概要、測定方法	本事業により、社内で改革・変革された業務数、サービス数の累計				
	「導入事業」実施年度末		「導入事業」実施翌年度末		「導入事業」実施翌々年度末
	3以上		7以上		10以上
KPI②	システム利用回数	種別	アウトプット	単位	回
KPIの概要、測定方法	実装した仕組み・サービス毎の利用回数（利用回数=利用日数）				
	「導入事業」実施年度末		「導入事業」実施翌年度末		「導入事業」実施翌々年度末
	40以上		150以上		200以上
KPI③	労働生産性の上昇率	種別	アウトカム	単位	%
KPIの概要、測定方法	「労働生産性」は、企業の「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」を「労働投入量（労働者数又は総就業時間）」で除した値とし、その平均値で当該年度と前年度を比較する。※算出には決算書が必要。				
	「導入事業」実施年度末		「導入事業」実施翌年度末		「導入事業」実施翌々年度末
	1以上		3以上		5以上

## 【補助対象とならない経費の一覧】

次の経費は補助の対象になりません。

- × 公租公課（消費税及び地方消費税、健康保険料や労働保険料等）
- × 人件費（給与、役員報酬等）
- × 文房具・事務用品等の消耗品（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）
- × 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン・プリンタ・デジタル複合機など）
- × 支払いにかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）
- × 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用等
- × 各種保険料等
- × 借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等
- × 飲食・接待等にかかる費用
- × 当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用
- × その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

【補助対象となる経費の一覧】に「経費の例」として挙げた経費であっても、次のものは補助対象外となります。

- × 補助金交付決定日より前に支払ったもの
- × 取組に伴って発生したものではない経費
- × 領収書や振込明細等の宛名が社名・代表者名・屋号以外のもの、領収書等の宛名が空欄のもの
- × 法人名義又は代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの
- × 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの及び中古品
- × 手形払等で支払い実績を確認できないもの
- × 補助対象外経費と混在した支払いであって、明細等で当該経費が判別できないもの
- × 領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
- × 国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費